

離婚時の年金分割

1. はじめに

平成 16 年の「国民年金法等の一部を改正する法律」の改正により、第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割、および離婚時の厚生年金の分割について定められ、平成 19 年 4 月から離婚時の厚生年金の分割が、平成 20 年 4 月 1 日から第 3 号被保険者期間の厚生年金の分割が始まりました。この制度はいったいどのようなものなのでしょうか。

2. 年金のしくみ

(1) 3 階建ての年金制度

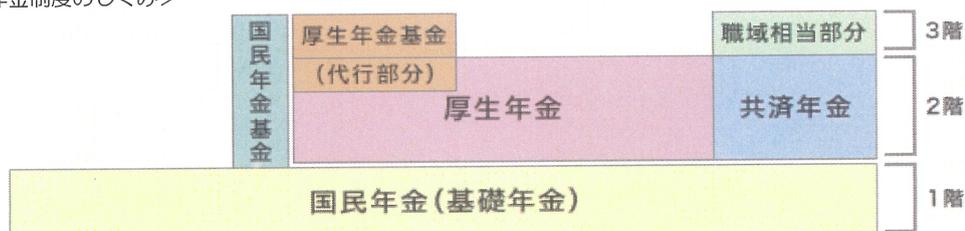
日本の年金制度はよく、3 階建ての建物にたとえられます。

1 階部分は公的年金の土台となる国民年金です。日本に住む 20 歳以上 60 歳未満のすべての人がこの国民年金に加入します。元々は自営業者が加入する年金制度として昭和 36 年に始まりましたが、昭和 61 年から会社員や公務員等を含む全国民共通の年金制度となりました。

2 階部分は会社員が加入する厚生年金と、公務員が加入する共済年金です。厚生年金や共済年金に加入する場合、国民年金にも同時に加入していて、1 階部分の国民年金からは基礎年金が、2 階部分の厚生年金や共済年金からは、加入中の報酬に比例する年金が、基礎年金に上乗せされる形で支給されます。

さらに 3 階部分として、企業が独自に設ける企業年金などがあります。このうち厚生年金基金は、国に代わって厚生年金保険料を徴収し、厚生年金の報酬比例部分の年金の一部を支給します。厚生年金に加入している場合、これまでの 1 階・2 階の年金の他に、厚生年金基金から国の報酬比例部分の年金の一部（代行部分）と、これに上乗せされる年金を受け取ることができます。公務員の場合は、共済年金の一部として職域加算部分があります。

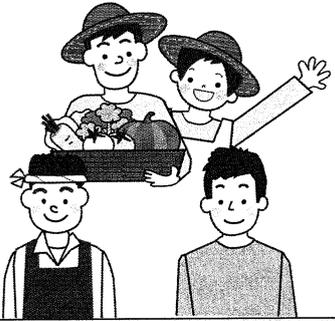
<日本の年金制度のしくみ>



(2) 国民年金の被保険者の種類

国民年金の被保険者は、「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3種類に分かれます。20歳以上60歳未満の自営業者、学生などは「第1号被保険者」になります。厚生年金や共済年金の被保険者は「第2号被保険者」です。さらに、第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の専業主婦などは「第3号被保険者」になります。

<被保険者の種類>

自営業者、学生、無職者 	会社員、公務員、 私立学校の教員 	専業主婦（夫） 
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

(3) 年金受給のための25年要件

年金をもらうには、年金制度に一定年数以上加入していることが条件となります。この期間を「受給資格期間」といいます。原則として、国民年金、厚生年金、共済年金に加入した期間の合計が25年以上必要となり、これに1ヵ月でも足りなければ、年金をもらうことはできません。

国民年金の加入期間には、合算対象期間として、保険料の納付が免除された期間と、学生納付特例期間、若年者納付猶予期間も含まれます。また、昭和36年4月から昭和61年3月の間で、夫が厚生年金または共済年金に加入していて、妻が20歳以上60歳未満で国民年金に任意加入していなかった期間も算入することができます。

<受給資格期間の計算方法>

◇受給資格の計算の対象になる期間◇

- ① 国民年金、厚生年金、共済年金に加入した期間
- ② 国民年金の「全額免除」、「4分の3免除」、「半額免除」、「4分の1免除」の期間
- ③ 学生納付特例期間、若年者納付猶予期間
- ④ 国民年金に任意加入しなかった20歳以上60歳未満の期間（＝カラ期間）

$$\boxed{\text{厚生年金}} + \boxed{\text{共済年金}} + \boxed{\text{国民年金}} + \boxed{\text{カラ期間}} = \boxed{\text{25年(300ヵ月)以上}}$$

2. 分割のしかた

(1) 年金の分割とは

会社員と専業主婦の世帯が65歳以降にもらえる年金は、夫婦それぞれの老齢基礎年金と、夫の老齢厚生年金です。

たとえば、平均的な給与（平均標準報酬 360,000 円）で 40 年間働いた会社員の夫と専業主婦の妻の世帯の場合、年金額は月額約 230,000 円になります。この夫婦が離婚した場合、夫は老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせて約 165,000 円の年金を受け取ることができますが、専業主婦だった妻は老齢基礎年金の月額約 65,000 円しか受け取ることができず、両者の間に大きな開きが生じてしまいます。（平成 25 年 1 月時点）

こうした事情を考慮し、離婚時の年金分割制度が導入されました。この制度では、年金制度の2階建て部分にあたる厚生年金と共済年金を夫婦で分割することができます。厚生年金基金に加入している場合は、基金が国に代わって支給する「代行部分」も、共済年金の場合は上乘せ部分の職域加算部分も分割することができます。

(2) 標準報酬の分割

厚生年金の保険料は、給料を 98,000 円から 620,000 円までの 30 等級に区分し、等級ごとに定めた平均的な報酬額、「標準報酬月額」に保険料率をかけて保険料を算出します。平成 15 年 4 月から、賞与も給与と同じ保険料率で計算されるようになり、年金額の計算に反映されることになりました。実支給賞与額から 1,000 円未満を切り捨てた額を「標準賞与額」とし、これに保険料率をかけて保険料を算出します。

年金の分割では、この保険料計算の基となる「標準報酬月額」「標準賞与額」の合計額を、婚姻期間中の夫婦それぞれについて求めます。合計額の多い方が「分割する側（＝第1号改定者）」、少ない方が「分割される側（＝第2号改定者）」となります。

年金分割とは年金額そのものを分けるのではなく、標準報酬月額と標準賞与額の記録の一部を書き換え、それに基づいて受けられる年金額を改定するしくみなのです。

(3) 年金分割には2種類ある

平成 16 年の年金改正により定められた離婚時の年金分割の制度には2種類あり、混同してしまいがちです。それぞれの違いを見ていきましょう。

①離婚時の年金分割（合意分割）

年金分割制度のうち、平成 19 年 4 月 1 日から始まったのが離婚時の年金分割、「合意分割」です。平成 19 年 4 月 1 日以降に離婚した際に、配偶者の同意または裁判所の決定があれば

ば、夫と妻の厚生年金の毎月の給与と賞与の記録を合計し、離婚した当事者間で50%を上限として分割できる制度です。

この合意分割では、分割を受ける側が第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者のいずれであってもかまいません。また、平成19年3月以前の期間も対象に含まれます。

②第3号被保険者の離婚時の年金分割（3号分割）

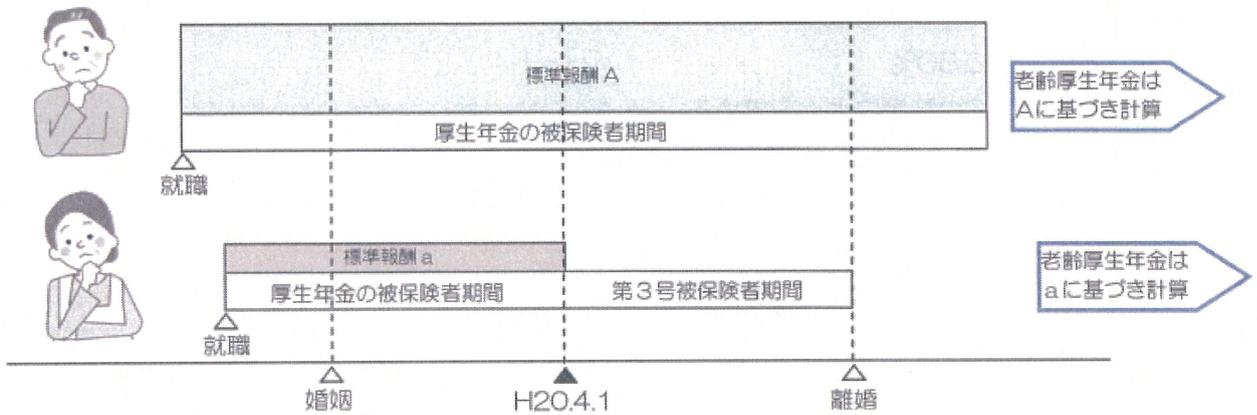
「被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料については、被扶養配偶者と被保険者が共同して負担したものである」という考え方により、平成20年4月以降、夫婦間の合意がなくても一方からの申請によって、第3号被保険者であった期間の配偶者の厚生年金または共済年金を一律2分の1に分割できるようになりました。これが「3号分割」です。ここで重要なのは、分割対象となるのは「平成20年4月以降」の「第3号被保険者期間」のみということです。平成20年4月以降に第3号被保険者期間がない場合や、平成20年3月以前の婚姻期間の年金を分割する際には、先の合意分割の中で述べたように、合意か裁判所の決定により按分割合を決めてから分割しなければなりません。

また、合意分割の請求が行われた場合、婚姻期間中に3号分割の対象となる期間が含まれるときは、合意分割と同時に3号分割の請求があったとみなされます。

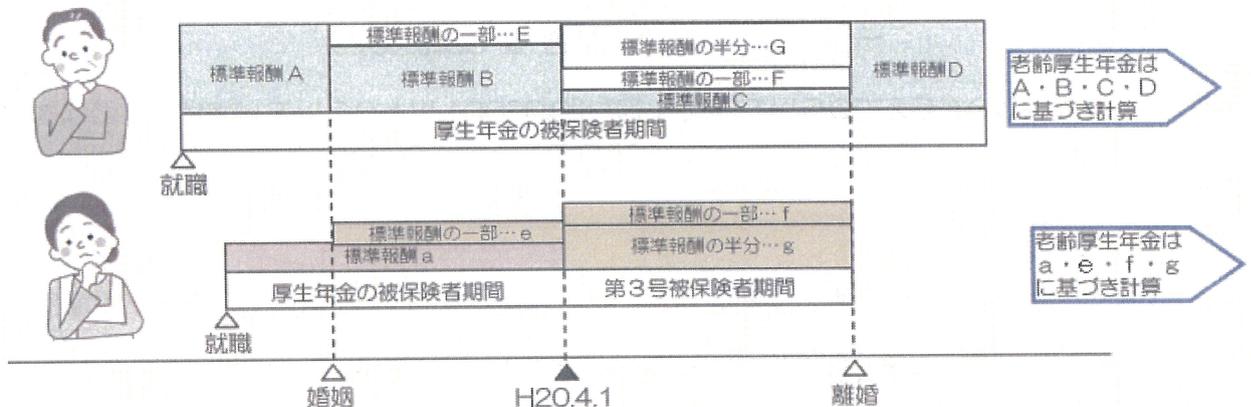
<合意分割と3号分割の相違点>

	離婚時の年金分割 (合意分割)	第3号被保険者の離婚時の年金分割 (3号分割)
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
離婚成立日の要件	平成19年4月1日以降に 成立した離婚	平成20年5月1日以降に 成立した離婚
分割についての 当事者間の合意	離婚当事者で按分割合について合 意するか、裁判所で案文割合を決 定してもらうことが必要	当事者間の合意や裁判所の決定が なくても50%に分割
分割対象期間	結婚から離婚までの 厚生年金・共済年金の期間	平成20年4月1日から離婚する までの間で、第3号被保険者であ った期間に対応する配偶者の厚生 年金・共済年金の期間
分割する側	第2号被保険者	第2号被保険者
分割を受ける側	第1・2・3号被保険者	第3号被保険者
分割を受ける側の 持分の上限	上限50%	一律50%
手続きの期限	離婚成立から2年以内	

<離婚分割前と後の比較>



平成 20 年 4 月 1 日以降に離婚し、
同意もしくは裁判所の決定により分割すると



それぞれの年金の支給開始年齢から、
改定された年金が支給される

(4) 按分割合とは

先に述べた合意分割では、夫婦間の話し合いか裁判所によって「按分割合」を定める必要があります。「按分割合」とは、分割を受ける側の離婚後の標準報酬の持ち分を表します。按分割合を定めるには、まず、婚姻期間中のそれぞれの標準報酬の総額を求めます。標準報酬の多いほうが分割をする側（第1号改定者）、標準報酬が少ない、もしくは厚生年金の加入期間がないほうが分割を受ける側（第2号改定者）となります。

按分割合には上限と下限があり、その範囲内で割合を決めなければならない、上限は必ず夫婦の標準報酬総額の「50%」となります。下限は第2号改定者が分割前から持っていた持ち分の割合です。たとえば、妻が婚姻期間中に厚生年金に加入したことがなければ下限は「0」となります。この場合、按分割合は 0.00001 以上 0.5 以下の範囲で決めます。

◇按分割合の上限と下限◇

上限：常に 50%

下限：以下の計算によって求める

- ① 夫と妻の標準報酬総額の合計額を分母にする
- ② 合計額の少ない方の標準報酬総額を分子にする（婚姻中の厚生年金加入期間がない場合は0）
- ③ ②/①が按分割合の下限となる

$$\frac{\text{婚姻期間中の第2号改定者の標準報酬総額}}{\text{婚姻期間中の夫と妻の標準報酬総額の合計額}} < \text{按分割合} \leq 50\%$$

【ケース1】

夫の婚姻期間中の標準報酬総額は1億円、妻は独身時代に厚生年金に加入していたが、結婚後は専業主婦で厚生年金に加入していない場合。

$$\frac{0}{1 \text{ 億円} + 0} < \text{按分割合} \leq 50\% (0.5)$$

按分割合は0を超えて0.5以下の範囲、すなわち「0.00001以上0.5以下」の範囲となります。

【ケース2】

夫の婚姻期間中の標準報酬総額は7,000万円、妻の標準報酬総額は3,000万円の場合。

$$\frac{3,000 \text{ 万円}}{7,000 \text{ 万円} + 3,000 \text{ 万円}} < \text{按分割合} \leq 50\% (0.5)$$

按分割合は0.3を超えて0.5以下の範囲、すなわち「0.30001以上0.5以下」の範囲となります。

【ケース3】

夫の婚姻期間中の標準報酬総額4,000万円、妻の標準報酬総額は6,000万円の場合。

$$\frac{4,000 \text{ 万円}}{4,000 \text{ 万円} + 6,000 \text{ 万円}} < \text{按分割合} \leq 50\% (0.5)$$

按分割合は0.4を超えて0.5以下の範囲、すなわち「0.40001以上0.5以下」の範囲となります。また、このケースでは妻が第1号改定者、夫が第2号改定者となります。

3. 年金分割の手続き

(1) 情報提供請求をする

まずは自分と配偶者の年金加入暦を確認します。厚生年金分は年金事務所に、共済年金分は各共済組合に「年金分割のための情報提供請求書」(◆資料1)を提出して、これまでの年金記録を請求します。この請求は当事者両名で行うことも、単独で行うことも可能です。添付書類として、以下のものがが必要です。

- ・ 請求者本人の国民年金手帳、年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ 婚姻期間等を明らかにすることができる書類(市町村長の証明書、戸籍謄本、抄本)

(2) 「年金分割のための情報通知書」が交付される

年金分割のための情報通知書(◆資料2)の交付方法は、請求の仕方・時期によって異なります。分割する側とされる側の両名で請求した場合にはそれぞれに通知書が交付されます。また、単独で請求した場合には離婚前であれば請求した本人だけに、離婚後であれば本人と、請求していない他方にも通知書が交付されます。

この通知書は年金事務所で受け取るか郵送かを選択することができ、また自宅以外に郵送してもらうことも可能です。

(3) 50歳以上なら年金額の試算も可能

50歳以上であれば、情報提供の請求をする際に分割後の年金見込額を希望すれば、分割後の年金見込額が①按分割合の上限(50%)、②按分割合の下限(分割を行わない場合)、③本人の希望による按分割合の3通りで通知されます(◆資料3)。

(4) 当事者間の話し合いにより、按分割合を決める

按分割合を定めます。小数点以下5位まで定めることができ、下限が0の場合は、0.00001以上0.5以下の範囲で定めます。

(5) 話し合いによって合意したとき

按分割合について当事者間で合意した場合、合意内容を公正証書または私署証書の中で明らかにする必要があります。公正証書等には以下の内容を記載します。

- ・ 当事者の氏名・生年月日・基礎年金番号
- ・ 当事者双方が標準報酬改定請求をすることに同意している旨
- ・ 請求すべき按分割合

(6) 話し合いによって合意できなかったとき

当事者同士の話し合いにより、離婚すること、また離婚の条件等の合意ができないときは、

調停離婚、審判離婚、裁判離婚という各段階に進んでいくことになります。

① 調停離婚

家庭裁判所に調停を申し立て、調停委員会が双方の言い分を別々に聞きながら、円満に解決できるよう話し合いを進めます。話し合いを何度か繰り返し、合意に至った場合は調停での合意内容を記載した「調停証書」が作成されます。

② 審判離婚

離婚調停が成立する見込みのないときに、家庭裁判所が職権で離婚を認める判断を下す場合があります。この場合、「審判書」が作成されます。ただし、審判が告知されてから2週間以内に双方のどちらかが異議申し立てれば審判結果が効力を失ってしまいます。

③ 裁判離婚と和解離婚

離婚調停が不成立に終わり、審判も下されないときには、家庭裁判所に離婚訴訟を提起します。実際には弁護士に依頼するケースが多く、双方の代理人として弁護士だけが出頭して裁判が進められます。訴訟の途中で当事者間の話し合いがなされ、和解が成立した場合には合意内容が記載された「和解調書」が作成され、和解が決裂した場合には、その後訴訟手続きを進めて判決が下され、「判決書」が作成されます。

(7) 年金分割の請求をする

年金分割の請求は、離婚等をした後、当事者またはその一方が年金事務所に対して「標準報酬改定請求書（◆資料4）」に以下の書類を添付して行います。

- ・ 戸籍謄本
- ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・ 按分割合を明らかにできる書類

合意による離婚の場合…公正証書または公証人の認証を受けた私署証書

家事調停手続きによる場合…按分割合を定めた調停証書の謄本または抄本

家事審判手続きによる場合…按分割合を定めた確定審判の謄本または抄本

人事訴訟の手続きによる場合…按分割合を定めた和解調書か確定判決の謄本または抄本

按分割合を定めたとしても、年金事務所に請求をしなければ厚生年金の保険料納付記録は変更されません。また、請求期限（原則として離婚等をした日の翌日から2年）を経過すると、請求することができません。

(8) 年金額が改訂される

按分割合に基づき当事者それぞれの厚生年金の保険料納付記録の改定を行い、改定後の保険料納付記録を当事者それぞれに通知します。

年金を既に受給している場合、請求した月の翌月分から年金額が改定されます。年金をもらえる年齢に達していない等、受給要件を満たさない場合は、要件が満たされるのを待って、改定された額の年金が支給されます。この年金額の改定は遡ることはできません。

4. 年金分割Q&A

Q1. 年金額はいつから改定されますか。

年金を既に受給している場合、請求した月の翌月分から年金額が改定されます。年金をもらえる年齢になっていない等、受給要件を満たしていない場合は、支給開始要件が満たされるのを待って、改定された額の年金が支給されます。

Q2. 遡って年金額を改定することは可能ですか。

申請を元に標準報酬が改定されるので、遡ることはできません。

Q3. 年金分割を受けた期間が実際の厚生年金の加入期間と異なる点は、何ですか。

年金分割を受けた期間は、実際に厚生年金に加入していた期間とは異なる扱いを受けます。例えば、次のような点で異なります。

- 受給資格期間に算入できない
…原則 25 年の受給資格期間に算入することはできません。
- 老齢基礎年金等の年金額には反映されない
…加入月数で計算する老齢基礎年金の年金額には反映されません。
- 障害厚生年金の初診日にはならない
…分割を受けた期間に初診日があっても、本人が厚生年金に加入していた期間ではない場合、初診日の要件を満たすことができません。

Q4. いったん年金分割がされた後、再度、年金分割をすることはできますか。離婚後2年以内で、かつ、事情の変更があるときは、どうですか。

法令上、当事者の合意または家庭裁判所によって定められた分割の割合を事後的に変更することは予定されておらず、いったん年金分割がされた保険料納付実績を年金分割制度に基づいて再度の分割をすることも予定されていません。これは離婚をしたときから2年を経過する前かどうか、離婚をした当事者について何らかの事情の変更があるかどうかを問いません。

Q5. 事実婚の場合でも年金を分割することは可能ですか。

社会的に夫婦と認められていても、民法上は夫婦と認められていない、「事実上の婚姻関係」（いわゆる内縁関係）の場合は、事実婚の期間のうち「第3号被保険者に認定されていた期間」について分割することができます。事実婚が解消したと認められる時点は、具体的には次のようなケースで判断されます。

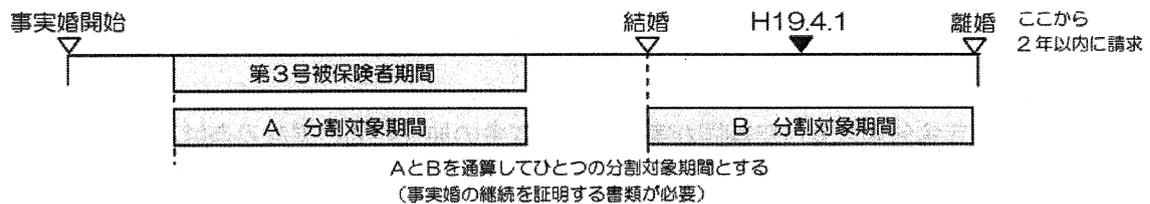
- 転居届や世帯変更届が出された日
- 事実婚の妻または夫が第3号被保険者であった場合、第3号被保険者の認定取り消し

の申請が行われた日

- 事実婚の夫または妻が、新たに別の人と婚姻届を提出した日または別の人の第3号被保険者になったとき

また、法律上の妻がいても、内縁の妻が第3号被保険者と認定されている場合は、内縁の妻への分割が優先されます。

事実婚から法律婚になった後に離婚した場合は、事実婚の期間に第3号被保険者に認定されている期間があれば、事実婚と法律婚の期間は一つの対象期間とみなされます。



Q6. 再婚した場合はどうなりますか...

再婚した場合も、分割された記録が消滅することなく、年金を受け続けることができます。

Q7. 元配偶者が死亡した場合はどうなりますか...

再婚の場合と同様に、元配偶者が死亡した場合でも、分割された記録が消滅することなく、年金を受け続けることができます。

また、分割のための合意または裁判手続きによる按分割合を決定した後、分割手続き前に当事者の一方が亡くなった場合は、死亡日から1か月以内に限り分割請求が認められます。

9 請求者（甲）の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名（国民年金に加入していた場合は国民年金と記入して下さい。）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類（○で囲んでください）	備考
1		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
2		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
3		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
4		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
5		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
6		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
7		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
備考欄				

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇.〇〇.〇〇から、継続中」と記入してください。
- (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
- (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。
- (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるだけ記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

10 請求者（甲）の年金見込額照会

50歳以上の方又は障害厚生年金の支給を受けている方で希望される方に対しては、年金分割をした場合の年金見込額をお知らせします。該当する項目に○をつけてください。

1. 年金見込額照会を希望しますか。（希望する ・ 希望しない）

2. 「希望する」を○で囲んだ場合は、希望する年金の種類と按分割合（上限50%）を記入してください。

ア. 希望する年金の種類（老齢厚生年金 ・ 障害厚生年金）

イ. 希望する按分割合（ % ）

11 請求者（乙）または配偶者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名（国民年金に加入していた場合は国民年金と記入して下さい。）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類（○で囲んでください）	備考
1		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
2		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
3		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
4		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
5		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
6		から まで	1 国民年金 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
配偶者の住所歴		から まで		
		から まで		
		から まで		
		から まで		

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇.〇〇.〇〇から、継続中」と記入してください。
- (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
- (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。
- (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるだけ記入してください。
- (注5) 当事者の一方のみによる請求の場合であって、現住所が不明な場合は「◎住所」に不明と記入し、「配偶者の住所歴」に住所をわかる範囲で記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所の名称を記入してください。	
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

12 請求者（乙）の年金見込額照会

50歳以上の方又は障害厚生年金の支給を受けている方で希望される方に対しては、年金分割をした場合の年金見込額をお知らせします。該当するものに○をつけてください。

1. 年金見込額照会を希望しますか。（希望する ・ 希望しない）

2. 「希望する」を○で囲んだ場合は、希望する年金の種類と按分割合（上限50%）を記入してください。

ア. 希望する年金の種類（老齢厚生年金 ・ 障害厚生年金）

イ. 希望する按分割合（ % ）

資料2

年金分割のための情報通知書
(厚生年金保険制度)

平成 19年 2月 21日

〒540-0008 大阪市中央区大手前〇-△-△

年金花子様

社会保険庁長官

印

氏名	(第1号改定者) 年金を分割する人 年金を分割してもらう人	年金太郎
	(第2号改定者)	年金花子
生年月日	(第1号改定者) 昭和19年 1月 1日	(第2号改定者) 昭和21年 1月 1日
基礎年金番号	(第1号改定者) XXXX-XXXXXX	(第2号改定者) 4321-567890
情報提供請求日	平成19年 2月 21日	
婚姻期間等	昭和45年 10月 1日 ~ 平成19年 2月 21日* (*1.情報提供請求日 2.離婚が成立した日 3.離婚を取り消された日 4.事実婚関係が解消したと認められる日)	
対象期間 標準報酬総額	(第1号改定者) 242,000,000 円	(第2号改定者) 0 円
按分割合の範囲	0.000%を超え、50%以下	

対象期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
対象期間の末日以後に 提供を受けた情報につ いて修正に要した期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日
厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 第2号に規定する期間	昭和 年 月 日 ~ 昭和 年 月 日	厚生年金保険法施行 規則第78条の3第3項 に規定する期間

資料3

年金分割を行った場合の年金見込額のお知らせ

年金花子様

(基礎年金番号 4321-567890)

※平成19年2月21日の年金分割のための情報通知書にお示しした按分割合の範囲に基づき年金分割を行った場合の年金見込額についてお知らせします。
※この年金見込額は上記の基礎年金番号で管理されている年金加入記録に基づいて試算しております。(年金加入記録は、別紙の「被保険者記録照会回答票」をご覧ください。)

〇〇 社会保険事務所長

平成19年2月21日現在の年金見込額です。

【按分割合50%(上限)の場合】

年金の種類と年金額	年金を受けられる年齢		
	歳	歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
	0 円	0 円	698,000 円
年金国民	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	0 円	0 円	0 円
合計年金額 (年間支給額)	0 円	0 円	1,450,500 円

【年金分割を行わない場合】

年金の種類と年金額	年金を受けられる年齢		
	歳	歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
	0 円	0 円	0 円
年金国民	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	0 円	0 円	0 円
合計年金額 (年間支給額)	0 円	0 円	752,500 円

【按分割合を40%(希望された按分割合)の場合】

年金の種類と年金額	年金を受けられる年齢		
	歳	歳	65 歳
厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	特別支給の老齢厚生年金 (報酬比例部分)	老齢厚生年金 (報酬比例部分)
	0 円	0 円	558,400 円
年金国民	(定額部分)	(定額部分)	(経過的加算部分)
	0 円	0 円	0 円
合計年金額 (年間支給額)	0 円	0 円	1,310,900 円

※年金分割のための情報提供請求書の提出時に希望された按分割合が、今回、年金分割のための情報通知書により通知された按分割合の範囲外であるときは、希望された按分割合による年金見込額は試算できませんので、ご了承ください。

9 請求者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名（国民年金に加入していた場合は国民年金と記入して下さい。）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類（○で囲んでください）	備考
1		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
2		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
3		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
4		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
5		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
6		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
7		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
備考欄				

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇.〇〇.〇〇から、継続中」と記入してください。
- (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
- (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。
- (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所の名称を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

10 ◆ 特定期間

職員が記入するため、請求者は記入不要です。

自	大.昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日	自	昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日
自	昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日	自	昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日
自	昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日	自	昭.平	年	月	日	至	昭.平	年	月	日

11 配偶者の婚姻期間等に係る資格記録

※ 欄外の注意事項を確認のうえ、できるだけ詳しく、正確に記入してください。

事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名（国民年金に加入していた場合は国民年金と記入して下さい。）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入していた年金制度の種類（○で囲んでください）	備考
1		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
2		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
3		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
4		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
5		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
6		から まで	1 国民年金（1号・3号） 2 厚生年金保険 3 厚生年金保険（船員） 4 共済組合等	
備考欄				

- (注1) 本請求書を提出する日において、厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、勤務期間欄は「〇〇.〇〇.〇〇から、継続中」と記入してください。
- (注2) 記入欄が足りない場合には、備考欄に記入してください。
- (注3) 加入していた年金制度が農林共済組合の場合、事業所名称欄には「農林漁業団体等の名称」を、事業所所在地欄には「農林漁業団体等の住所」を記入してください。
- (注4) 米軍等の施設関係に勤めていたことがある方は、事業所名称欄に部隊名、施設名、職種をできるかぎり記入してください。

個人で保険料を納める第四種被保険者、船員保険の年金任意継続被保険者となったことがありますか。	1 はい ・ 2 いいえ
「はい」と答えたときは、その保険料を納めた社会保険事務局、社会保険事務所または社会保険事務局の事務所の名称を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日
その保険料を納めた期間を記入してください。	昭和・平成 年 月 日から 昭和・平成 年 月 日
第四種被保険者（船員年金任意継続被保険者）の整理記号番号を記入してください。	記号 番号

届着コード 処理区分 届着

7 8 2 2

◆ 標準報酬改定通知書発行 職員が記入するため、請求者は記入不要です。

① 基礎年金番号	② 生年月日	明.大.昭.平 1 3 5 7	年	月	日	③ 選択項番	④ 送付先氏名
④ 発行指示	1 (1,2頁目)・2 (3,4頁目)・3 (5,6頁目)・4 (7,8頁目)	⑤ 送付先氏名	(フリガナ) (氏)	(名)			
⑥ 送付先郵便番号	⑦ (フリガナ)	送付先	市区	町	村	送信	
住所コード	送付先	市区	町	村	送信		